

令和4年10月7日  
生食発1007第1号  
4輸国第2793号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、ニュージーランド政府は、ニュージーランドに輸入する水産食品についての新たな規制を施行し、令和4年11月11日より、ニュージーランドに輸入する一部の水産食品については、輸出国で認定された施設で加工されたものであること及び輸入の際に衛生証明書の添付が求められます。

このことを踏まえ、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙NZ-S2「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表1及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。